別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町には、平成28年の経済センサス－活動調査によると、1,579もの事業所が集積し、うち製造業は530で全産業に占める割合が33.5％と、数多くの様々な種類の製造業が立地している。

しかし、本町の人口は、令和２年国勢調査では15,250人で、昭和60年の19,136人をピークに減少に転じている。年齢３区分別人口比率の推移では、年少人口（０～14歳）比率及び生産年齢人口（15～64歳）比率は近年低下しているが、老年人口（65歳以上）の比率は拡大している。特に、生産年齢人口の低下が顕著である。

こうした中、平成27年度に実施した久御山町企業実態調査では、資本金が５千万円未満の中小企業者が全体の７割以上を占めており、そうした企業の多くから、人材の確保が困難な状況であるという回答が多く出ている。

その状況は未だに改善されず本町における有効求人倍率は高い水準が続き、令和４年12月現在、６倍を超える高さであり、労働力不足を物語っている。

（２）目標

本計画を策定することによって、町内中小企業者、とりわけ人材不足が著しい製造業の生産性を向上させ、事業所の撤退や廃業を防ぐとともに、広域幹線道路網が整備された立地条件を活かしたさらなる「ものづくり企業」の振興を図る。

具体的には、約530社もの製造業事業所を、将来においても維持し、発展させていく。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本町における労働力の不足は喫緊の課題であり、それを解消する可能性を高め、生産性をより向上させるため、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

労働力の不足は本町全域で顕在化していることであり、それを少しでも解消する可能性を高めるため、対象地域の限定はおこなわない。

（２）対象業種・事業

労働力の不足は本町における様々な業種・事業で顕在化していることであり、それを少しでも解消する可能性を高めるため、業種・事業の限定はおこなわない。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和５年４月１日～令和７年３月31日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・雇用の安定のため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の対象とはしない。また、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当って不利にはならない。

・健全な地域経済の発展のため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

・先端設備等導入計画の認定対象者は、町税を完納しているものとする。

（備考）

　　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。